

## 第四小学校 いじめ防止基本方針

### はじめに

本校は、教育目標に『笑顔で 気持ちを伝え合い がんばりぬく 第四の子』を掲げ、求める学校像を「1. 安心安全で楽しい学校 2. 学びを深める学校 3. 信頼される学校」としている。

この目標を具現化し、めざす学校像を実現するためには、差別やいじめをなくし、一人一人が安心・安全な環境の中で、自信をもって学校生活を送れるようにしなければならない。

そのためには、「いじめにはいかなる理由も存在しない」「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との共通認識を持ち、学校全体で、いじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処し、全ての教育活動、生徒指導等を通して、いじめの根絶に努める必要がある。

そこで、本校におけるいじめ防止等の対策のため、いじめ防止対策推進法（平成25年9月）第13条及び15条を踏まえて、ここに本校の基本方針として示し、全教職員でいじめ防止に向けて全力で取り組むこととする。

### 第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であることから、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがなくなるように行わなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する児童の理解を深めるよう行わなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、高知市教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することをめざして行わなければならない。

### 第2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

### 第3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童・生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査※1の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童・生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童・生徒は、それぞれ1割程度しかおらず、多くの児童・生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

※1 平成28年6月 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター「いじめ追跡調査2013-2015」

### 第4 いじめの防止等の対策委員会

- (1) 名称  
第四小学校いじめ対策委員会（第四小学校重大事態対策委員会）

- (2) 構成員

#### 【基本メンバー】

校長・教頭・教務主任・人権教育主任・生徒指導部長・研究推進部長・各学年主任・養護教諭・対象児童担当教諭

※校長を委員長、人権教育主任を副委員長と定め、必要に応じて委員長が会を招集する。

※校長の判断により、上記の基本メンバーに加えて、スクールカウンセラー・学校カウンセ

ラー・SSW・PTA 会長及び執行部役員等に出席を要請することができる。

(3) 役割

- ① いじめ防止基本方針に基づく教育活動や対応について点検し、活動の PDCA サイクルの検証を行う。
- ② いじめの事実確認を行い、いじめと判断した場合は、基本方針に基づく対応を組織的に進める。
- ③ 情報の記録、管理責任者は教頭が行い、集められた情報は個別に記録、保管する。
- ④ 教育委員会の判断で、学校がいじめの調査を行うときは、本委員会を母体としながら、事案によって適切な専門家や外部協力者を得る。

(4) 重大事態への組織的対応

【①「重大事態」とは】

- ・いじめにより、該当児童の生命、心身に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- ・いじめにより、該当児童が長期の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【②「重大事態」への対応組織等】

「いじめ対策委員会」のメンバーに加えて、高知県教育委員会及び高知市教育委員会、医師、臨床心理士、弁護士の経験を有するもの、並びに地区民生員、児童委員で構成する。なお、メンバーについては教育委員会に判断を仰ぎ、公平性、中立性を確保できるように考慮する。

【③「役割】

○調査

- ・重大事態に至った事実について初期段階から調査し、整理・記録する。
- 調査においては、いじめられた児童、いじめた児童、周りで見ていた児童等、児童や教職員に対する聞き取り調査を実施する。
- ・調査内容は高知市教育委員会に提供し、学校が主体的に再発防止に向けた対策が講じられるように協議する。

○対応

- ・調査内容をもとに、いじめた児童に対する指導内容について、専門的な意見も踏まえて協議し、指導計画を策定するとともに、学校が計画的に指導を行っているか、定期的に点検を行う。
- ・いじめられた児童への支援として保護者の希望を聞き、高知市教育委員会と協議の上、停止措置や校区外就学などの弾力的な対応を行う。
- ・児童や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すために、一貫した情報発信をする。その際、プライバシーへの配慮に留意する。

**第5 いじめ防止のための取組**

- (1) 差別やいじめは絶対に許さないという姿勢を示し、児童からの相談はもちろんのこと児童の様子に気を付け、迅速に対応する。
- (2) 児童たちに、「いじめはしない。見ても、されてもすぐに先生やおうちの人や大人に相談する。仲間はずしをしない。」ことを、日常的に指導する。
- (3) 聞き合い、学び合い、仲間同士が成長しあう学級経営と授業改善に努める。
- (4) 大人の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。

**第6 いじめの早期発見、早期対応等**

(1) いじめの早期発見

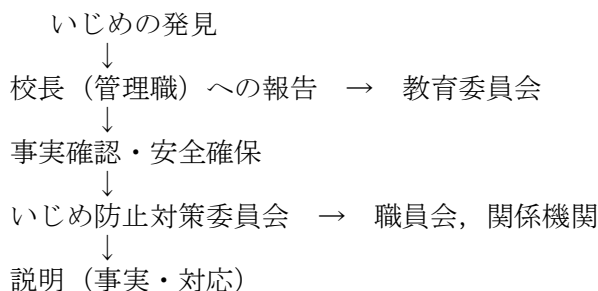
- ① いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを我々教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、いじめを抱え込んだり、軽視したりすることのないように、積極的に認知する。
- ② 日頃から児童及び保護者との信頼関係に基づいた関係を築き、児童の出すシグナルを見逃さない。
- ③ Q-Uアンケートや学校生活アンケート、定期的な面談などを活用し、児童たちの声が届きやすいシステムの構築に努める。

(2) いじめを認知した場合の対応

いじめを確認した場合、その解決に向けてさまざまな対応がある。何よりも優先することは、いじめを受けた児童やいじめを通告してきた児童の安全を確保することである。その上で、いじめをした児童に対して事実確認をし、適切な指導を組織的に行う。いじめの解決は、謝罪や責任を問うだけではなく、児童の人格の形成や成長に視点を置き、問題の再発防止に対する指導のあり方を大切にしていく。

## 【① いじめの早期発見時や通報時の対応】

<対処の流れ>



- ・いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場で行為を止めるとともに学年主任、人権教育主任、管理職に連絡し、当該学年において該当児童の聞き取りを行い事実確認に努める。必要に応じて「いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。
- ・児童からいじめの通報を受けた場合、通報してきた児童の学年が聞き取りを行い、管理職に連絡、必要に応じて「いじめ対策委員会」を開催して、その後の対応を協議する。
- ・保護者や地域住民からいじめの通報があった場合、通報を受けたものは直ちに管理職に報告し「いじめ対策委員会」において対応を協議する。

## 【②いじめを受けた児童や保護者への支援】

いじめられた児童の保護者には、「学校が守っていく」ことを伝え、自尊感情を傷つけることのないよう配慮しながら、安心した学校生活が送れるように手立てをする。以下その手立てについて記す。

- ・担任が継続的に家庭訪問を行い、学校生活について保護者と情報の共有を図る。
- ・必要に応じて、心理や福祉専門家、教育経験者、警察官経験者など、外部の協力を得られる体制を整える。
- ・いじめた児童の別室指導など、児童が安心して学習できる環境を整える。
- ・いじめが解決したと思われる場合においても、継続して観察し、折にふれて必要な支援を行う。
- ・いじめられた児童の保護者には、家庭訪問によって速やかに事実を伝え、児童を守る手立てを伝える。

## 【③いじめた児童への指導や保護者への助言】

- ・いじめたとされる児童からの聞き取りを行い、いじめを確認した場合は学年を中心に複数の教員が連携し、必要に応じて心理や福祉、外部専門家の協力を得ながら組織的で多面的にいじめをやめさせる。その際、個人のプライバシーには十分な配慮を行う。
- ・いじめた児童の指導にあたっては、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為である。」ことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるように努める。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感や疎外感を与えないよう教育的配慮のもと、特別な指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置も含め毅然とした対応をする。
- ・いじめた児童の抱える問題など、いじめの背景に目をむけ、児童の健全な人格の発達に配慮する。
- ・いじめた児童の保護者には、事実を迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解と納得を得た上で、学校と保護者が連携してこれからの対応を適切に行えるよう協力を求める。

## 【④いじめが起きた集団への働きかけ】

- ・いじめに同調していた児童に対しては、保護者の理解と協力のもと、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・いじめを見ていた児童に対して自分の問題として捉えさせ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせたり、相談したりする勇気をもつなど、行動をするよう指導する。
- ・いじめの事実に基づく話し合い活動を行うことにより、いじめは絶対に許されない行為であり、自らの手で根絶させようとする態度を育てる。
- ・全ての児童が集団の一員としてお互いを尊重し、認め合っていくことがいじめをなくしていくことにつながることを理解させ、仲間としての人間関係を深める集団づくりを進める。

### ★（いじめ認知報告書）

早期発見や、組織的な対応を行うため、いじめを認知した際には、別紙「いじめ認知報告書」を作成し、報告をすみやかに行うものとする。